

戦前の青年学校における勤労青年の 多様な困難に応じた配慮・対応の取り組み

石井 智也¹・高橋 智²

(1：東海学院大学人間関係学部子ども発達学科、2：日本大学文理学部教育学科)

要 約

本稿では戦前の青年学校（青年訓練所・実業補習学校）における勤労青年の多様な困難に応じた配慮・対応の動向や教育の実際について検討した。厳しい労働現場で働きながら青年学校（青年訓練所・実業補習学校）にて学ぶ多くの勤労青年は多様な学習・健康・生活上の困難を抱えており、そうした勤労青年の実態に応じて青年学校の教師が丁寧な教育・指導を実施し、青年の困難に応じた配慮・対応を不十分ながらも実施していたことを明らかにした。さらに少なくとも青年学校においては勤労青年の勤務形態・生活条件・学習困難・健康問題等を丁寧に把握しつつ、それに応じて就学時間・修業年限、学習内容の変更等の配慮、多様な学習困難に応じた特別指導、過酷な勤務に伴う疲労・不健康・疾病に応じた配慮が実施されていたことも明らかにした。今後の課題として「勤労青年の多様な困難に応じた配慮・対応」をより具体的、実証的に示すためには、青年学校関係資料の発掘と教育実践等の分析が必要であることが示された。

キーワード：青年学校（実業補習学校・青年訓練所）、勤労青年、学習・健康・生活上の困難、多様な困難に応じた配慮・対応

1. はじめに

これまでに執筆者らは、明治・大正期において初等教育が成立・普及するプロセスのなかで取り組まれてきた「貧困・児童労働・疾病・逸脱」等の多様な困難を有する児童への「特別な教育的対応・配慮」の形成と制度化について歴史的に検討してきた¹。

とくに大正期以降の初等教育の普及と就学率向上のなかで、東京市が教育改善事業の一環として、学校衛生の拡充、学校給食の開始、職業指導などの児童保護的機能の拡充とともに、「促進学級・補助学級」等の特別学級編制の促進、「疾病・障害」を有する児童の特別学級・学校の開設に取り組んだことを明らかにしてきた。

昭和戦前期には小学校教育が国民階層に定着するとともに、尋常小学校卒業後に高等小学校（小学校高等科、以下高等小学校）や中等学校（旧制中学校・高等女学校、実業学校）等への進学が普及する²。例えば、1930年代以降には一部の富裕層が進学していた旧制中学校・高等女学校に新中産階層のみならず庶民・労働者階層の子どもも進学することとなり、一方で中等学校に進学しない庶民・労働者階層の子どもの多数も高等小学校に進学し、その後は実業補習学校等にも進学するようになる。

尋常小学校卒業後に多くの庶民・労働者階層の子どもが進学し、1920年代後半以降に就学率が顕著に高まる高等小学校は、1907（明治40）年の義務教育年限延長（尋

常小学校の年限が4年から6年へ変更）以降、小学校課程の上級2年の課程となることで「袋小路」の性格を強めた。しかし、1926（大正15）年の小学校令一部改正に伴って教科課程（実業課程・職業課程の設置）や教授組織（教科担任制）、学校の施設・設備（単置制学校の開設）等の改善が図られて教育水準が向上し、小学校を卒業した庶民・労働者階層の子どもへの教育拡充が促進したことが明らかにされている³。

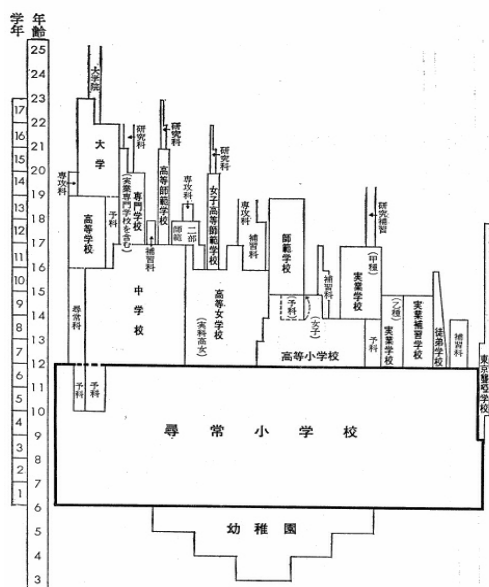


図1 1919（大正8）年の学校系統図

(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318188.htm)

高等小学校の卒業生の多くは、旧制中学校などの「正系」の上級学校への進学が困難なため、実業補習学校の後期課程（本科）等に進学することが一般的であった。実業補習学校は1935（昭和10）年に軍事教練を主に実施する青年訓練所と合併し、「パートタイム」の学校である青年学校が成立し、1939（昭和14）年に青年学校男子教育義務化が実施される。

青年学校の制度化・義務化は、政府・軍部による戦争遂行のための兵力確保という目的から専ら実施されてきたと長らく捉えられてきたが、赤塚（1978）が明らかにしているように、青年学校においては「中等教育」へと発展させる取り組みを実施し、中等学校の教科書使用、本格的な実業教育の実施、個別の指導の強化などに取り組むとともに、青年学校関係者によって勤労青年教育を含めた大衆的な中等教育制度構想が提起されていた⁴。

米田（1995）も政府・軍部による兵力動員拡大の圧力を認めつつも、少なくない青年学校関係者が施設設備や教育内容の充実とともに、都市の勤労青年の実態に応じた就学督励、長時間労働の廃止、職業別の学級編制の必要を強調していたことを指摘している⁵。

三羽（1999）が指摘するように、すべての生徒に開放された戦後の一元的な中等教育制度・理念（新制中学校・新制高等学校）が、戦前の複線型の中等学校（旧制中学校・高等女学校、実業学校）と初等後教育学校（高等小学校・実業補習学校・青年学校等）の取り組みを基盤としているとすれば、勤労青年・大衆青年を対象としていた初等後教育学校、とくに1939（昭和14）年に男子教育義務制が実施される青年学校において実施された教育的対応の実際を明らかにすることが不可欠である。

この時期には多数の勤労青年が都市部に流入し、勤労青年の多くが生活・労働条件の劣悪さのなかで健康不安・疾病・障害等を抱えていたことから⁶、教育義務制となった青年学校では戦争遂行のための軍事教練や学徒動員のみならず、こうした勤労青年の困難に応じた対応や配慮が求められていたと推察されるが、その実態についてはほぼ未解明である。

それゆえに本稿では、戦前の青年学校（青年訓練所・実業補習学校）における勤労青年の多様な困難に応じた配慮・対応の動向や教育の実際について検討する。なお本稿は、1年数か月・毎週1回のオンラインによる文献レビュー・史料等の検討のもとに石井と高橋が共同で執筆したものである。

2. 昭和戦前期の中等学校・初等後教育学校に関する研究動向

2.1 旧制中学校・高等女学校に関する研究動向

周知のように、戦前の小学校卒業後の「正系」の教育機関は「旧制中学校・高等女学校」等の中等学校であった。とくに旧制中学校は上級学校（高等教育）への準備教育機関として組織され、一部の富裕層が進学する教育機関であったが、第一次世界大戦後の好況や経済成長、新中産階級の台頭などによる民衆からの進学要求の高まりもあり、1920年代以降からは旧制中学校・高等女学校の増設が徐々に図られていく。

米田（1991）は、1920年代後半以降、これまで旧制中学校・高等女学校の設置の見られなかった小都市や農村部での設置促進、昭和恐慌による定員充足率の低下から、旧制中学校・高等女学校にも学力・資力等が不十分な生徒が多く進学し始め、1930年代中頃から軍需産業の牽引による経済成長に伴って実業学校とともに旧制中学校・高等女学校への進学率が再び高まり、新中産層以外の「商業」「工業」「農業」等の階層が多数進学することとなり、中等学校の大衆化が著しく進んだことを明らかにしている⁷。

1930年代中葉以降、総力戦体制・戦時動員体制による影響もあって、中等学校では「行」的訓練方式の普及、体育重視、国民精神総動員運動などが積極的に取り込まれる。旧制中学校では「作業科」「実業科」の導入、「第一種課程」（就職者向け）「第二種課程」（進学者向け）の開設を通じた大衆化への対応がなされ⁸、高等女学校においては実科高等女学校を含みこむ形で拡大し、女子青年の生活実態や「進学」「就職」等の進路希望に応じた柔軟な教育課程を踏まえた対応がなされていた⁹。

1940年（昭和15）年の教育審議会における「学校間連絡問題」審議では中等学校進学希望者全員収容方針が確認され、そして「中等学校入学者選抜ニ関スル件」（1940年11月）による生徒収容力の増加の指示を踏まえて、実業学校だけでなく旧制中学校・高等女学校の増設・新設が積極的に実施された。1943（昭和18）年に制定された「中学校規程」「高等女学校規程」では旧制中学校・高等女学校での寮生活の改善、夜間学校の給食施設の拡充、「身体虚弱」「身体異常」を有する生徒の「養護学級」編制の制度化に結実していく。

もともとは一部の富裕層のみが進学する旧制中学校・高等女学校ではあったが、1930年代後半以降は新中産階層にとどまらず、庶民・労働者階層の子どもも旧制中学

校・高等女学校に進学する機会を得ることとなり、旧制中学校・高等女学校にあっても多様な背景・困難を有する子どもへの配慮・対応が求められていた。

2.2 高等小学校・夜間中学・実業補習学校等に関する研究動向

1930年代の農村部においては、中等学校(旧制中学校・高等女学校、実業学校)の設置数自体が少なかったために、尋常小学校の卒業生の多くが「フルタイム」の初等後教育学校であった高等小学校に進学した。

高等小学校では卒業後に旧制中学校などの「正系」の上級学校への進学は困難であったため、多くの勤労青年は実業補習学校の後期課程(本科)等に進学をした。実業補習学校は1893(明治26)年に制定された「実業補習学校規程」によって、小学校教育のパートタイムの補習機関として発足したが、1920(大正9)年の「実業補習学校規程」改正によって従来の簡易的な補習を行う学校という位置づけが改められ、職業教育と公民教育に重点が置かれるとともに、女子に関する規定、高等の実業補習学校の設置に関する規定などが新たに設けられていく。

1926(大正15)年に勤労青年に軍事教練を実施する機関として青年訓練所が発足するが、実業補習学校と対象や内容が重複するとして、地方においては実業補習学校を青年訓練所に充当させることで両者の統合が目ざされる。福田(1986)は1920年代の実業補習学校は公民教育・職業教育・軍事的訓練に力点を置き、20歳に達するまでの男子勤労青年の教育機関としての役割を有していたために、例えば群馬県の「青年訓練所充当実業補習学校」では軍事教練の機能を抑制し、普通学科や職業科を充実させ中等学校の教育に接近させるための努力がなされていたことを明らかにした¹⁰。

小塚(1987)は都市地域においては実業補習学校と青年訓練所はともに非常に劣悪であったとしつつも、農村部における実業補習学校の教育実践の充実に着目し、実業補習学校の発展という形で青年訓練所との統合が検討され、「青年訓練所充当実業補習学校」は特色ある教育活動を実施し、小学校や中等学校の教師と異なるタイプの「熱心な教師」が授業に取り組み、生徒一人ひとりについて丹念に指導したことを明らかにしている¹¹。

三上(2004)は「中学」(校)を称しながらも正系の「旧制中学校」が有していた多様な特権・恩恵(上級学校進学・文官任用・兵役・教員免許等)のない「夜間中学」の実態について、その他の初等後教育学校である実業補

習学校、各種学校、青年夜学会との関連から把握するとともに、夜間中学を設置しようとした教師の意識、学びに身を投じた青少年の学習要求、それを取り巻く社会の歴史の変遷を検討している¹²。多くの青年には中等教育を学びたいという強い教育要求があり、教師もこうした青年と丁寧に向き合った取り組みが実施されていたことを明らかにしている。

このように近年の先行研究においては、青年学校が成立する以前から、多くの大衆青年・勤労青年等が高等小学校・実業補習学校(青年訓練所)・夜間中学などの多様な初等後教育学校などに進学していたとともに、十分ではないにしても青年の抱える困難の実態やニーズに応じた教育が目ざされていたことが明らかにされている。

2.3 青年学校に関する研究動向

国立教育研究所編『日本近代教育史』の「中等教育」の項目において、青年学校(実業補習学校・青年訓練所)は勤労青年の労働生活と結びついた教育を実施するために発足したものの、「軍部からの軍事能力養成の要求、実業界からの労働力向上の要請」にこたえる側面が非常に強く、戦争の激化に伴って勤労青年の労働条件や生活条件を損ねる結果となったことが示されている¹³。

鷹野(1992)は実業補習学校が富国に通じる良民の育成を目ざし、青年訓練所は良兵の育成を目指すものであり、青年学校はその双方の一元化であったために、「いかにそれが後に中等教育の扱いになろうとやはり『兵士』の育成」を担うものであったとして、青年学校の成立を国民教育政策立案に関わる軍部の介入や直接支配のプロセスとの関係から論じた¹⁴。

米田(1995)は戦前の青年学校の役割・意義について前身の実業補習学校・青年訓練所を含めて、制度・政策・運動・実践などの多角的視点から実証的に明らかにしており¹⁵、文政審議会(1924~1935年)では実業補習学校と青年訓練所を合併した「青年学校」制度化の審議が実施されるが、文部省が軍事教練重視の陸軍の意向に妥協することで1935(昭和10)年に軍事教練が多く盛り込まれた「青年学校」が成立したことを強調する。

その後、日中戦争拡大に伴う兵力動員の増大、兵員の訓練拡充に迫られ、1937(昭和12)年に青年学校を不十分な水準のままに義務化する内容で閣議決定され、教育審議会でも青年学校の教育の質や水準の改善(青年学校普通科のフルタイム化、就学奨励の促進、学校施設・授業内容改善)が論点として挙がるが、受け入れられない

まに青年学校教育男子義務制が1939（昭和14）年に実施されたと述べている。

このように米田は、政府や軍部による戦争遂行のための兵力確保という目的から青年学校の制度化・義務化が果たされたことを示すが、他方、教育科学研究会等の民間教育団体や青年学校教育関係者が一貫して勤労青年に対する教育機会の拡充と発達段階に応じた教育の重要性を提起していたことも明らかにし、とくに青年学校関係者は施設設備や教育内容の充実とともに、都市の勤労青年の実態に応じた就学奨励、長時間労働の廃止、職業別の学級編制などに言及し、実際に取り組んでいたことも示している。

中野（1991）は鹿児島県に設置された実業補習学校・青年学校であった「公民学校」（公民中等学校）の取り組みに着目し、鹿児島県の多くの公民学校（青年学校）は専任教員・独立校舎を有しており、地域の農業に従事する勤労青年の実態に応じた教育に留まらず、女子教育の充実、男子成人・婦人教育などの社会教育センター、宿泊訓練施設「更生寮」の新設など、地域の住民が学習できる総合的な場の創出が目ざされていたことを指摘している¹⁶。

矢口（1996、1997）は、実際に青年学校に在学していた生徒たちが職場・一般社会生活・学校においてどのような状況におかれ、いかなる要求を有していたかについて、法政大学文学部文政学科の青少年教育研究会によって実施された調査報告資料から解明し、不十分な状況でありながらも当時の青年学校教師が生徒に丁寧に向き合う姿が述べられている¹⁷。

三羽（1999）は戦後の中等教育の機会均等の拡充（前期中等教育の義務制、後期中等教育の準義務制）に関わる教育制度改革の端緒として、戦前の実業補習学校と青年学校の取り組みに着目している。実業補習学校は1920（大正9）年の実業補習学校規程改正に伴い、高等小学校に続く大衆教育機関としての性格を強め、長野県などでは「実科中等学校」として実業補習学校でありながら高等小学校卒業生の全てを対象とした中等教育機関が運営されていたことが示される¹⁸。

さらに三羽（2017）は、1935（昭和10）年の青年学校発足後も「実科中等学校」の名称を用いている長野県の下條実科中等学校に注目し、中等学校への昇格をねらうとともに、男女共学、地域性（基本的に1村内を学区とする）、無償性（授業料不徴収）、準義務性（希望者全員入学）といった特質を有するほか、個性ある教師のもとに師弟一体で少人数の家庭的な教育対応がなされていた

ことを明らかにしている¹⁹。

井上ら（2006）は、北海道の道南地域の青年学校で実施された技術教育の実態を明らかにしているが、当時の青年学校においては勤労青年の実態に応じた教育内容が展開されていたことを明らかにしている²⁰。

このように近年、青年学校の史料発掘や聞き取り調査より、青年学校が単に軍事教練機関として機能していたのではなく、地域の青年の実態や教育要求に応じた教育課程編成や教育実践に取り組んでいたことなどが徐々に明らかになってきている。

2.4 私立青年学校に関する研究動向

青年学校教育男子義務制以降、「商工会議所、農会其ノ他之ニ準ズベキ公共団体」「私人」（営利法人も含む）によって開設される私立青年学校（同業組合立青年学校・重工業系青年学校等）が増加し、都市部へ流入する入寄留勤労青年を中心に就学者数が急増する。

企業・工場等に附設していた補習学校・青年訓練所・青年学校の取り組みについては、隅谷（1971）らが明らかにしており、大正期より「徒弟」の大多数の就学は困難であったものの、大工場等には「小学校の教科を補習する」とともに「工場鉱山に必要な技術」「家事芸妓教育等」を提供する補習学校が開設されていたこと、1935（昭和10）年の青年学校令制定以降、大企業の多くは私立青年学校を併設して技能養成のためのコース（青年学校第一部）と、それ以外の大衆勤労青年のためのコース（青年学校第二部）の設置を行ったこと、一方、中小企業では私立青年学校を併設できず、公立青年学校もこうした勤労青年の実態に応じることができなかったことが示された²¹。

浅野（1993）は、東京・大阪等の大都市地域において昭和初期にはすでに義務教育修了者・高等小学校卒業生を中心に近隣府県から企業等に職を求めて大量な青少年が流入していたことを踏まえ、青年学校では現に職業に従事している勤労青年に対して「就職後教育」を実施していたことを示しているが、公立青年学校では様々な職種に就いている勤労青年の実態に応じることができず、工場等に附設される私立青年学校が多数増設されたことを指摘する²²。

東京都立教育研究所（1997）は東京市のような大都市では地方から流入して企業・工場等に勤務する勤労青年が多数を占めるために、私立青年学校が多数増設されたことを強調しており、東京府では1936（昭和11）年以

降、常用工 200 名以上の工場には私立青年学校の設置奨励を積極的に実施するとともに、青年学校教育男子義務制以降は公立青年学校大規模校の新設や女子青年学校の増設を図り、多様な実態の勤労青年の就学を促したことを明らかにした²³。

神代(2009)も 1930 年代後半以降の都市部において、公立青年学校に比して「同業組合立青年学校」「重工業系青年学校」等の私立青年学校が多数設置されることを通して、地方から流入する勤労青年の生活実態に応じた取り組みがなされていたことを示している²⁴。

東京府下では「大森徒弟学校」「東京青果青年学校」「東京製本青年学校」などの多様な同業組合立の私立青年学校が設置されるが、こうした同業組合立の私立青年学校は公立青年学校とは異なり、勤労青年の多様な就学時間帯や生活リズム、職業内容に応じることが可能であったために、就学率や出席率の向上にもつながったことが指摘されている。

一方、「重工業系青年学校」の急増については青年学校男子教育義務制という強制的な国策方針を受けつつ、雇用している勤労青年を公立青年学校へ通わせることの非効率さを慮った結果として把握されており、1930 年代以降の私立青年学校の拡充についてはあくまでも企業側の「妥協の産物」として捉えられており、私立青年学校の取り組みは中等教育に比して低い教育水準であったことが強調されている。

最近では、笠松(2018)が男子教育義務制以降の都市部の青年学校の取り組みについて検討し、都市青年学校では生徒が雇用先の業務に柔軟に対応できるような配慮が取り込まれたが、雇用主の理解を十分に得られなかったこと、また公立青年学校の設備改善が不十分であったために生徒から見て青年学校は魅力的ではなく、就学状況が改善しなかったことを示している²⁵。

上記のように、都市部の公立青年学校は概して就学状況が振るわず、一方、私立青年学校は企業の論理に基づいて運営されたために、全般に質の低い教育が実施されたと捉えられてきた。しかし、公立青年学校・私立青年学校ともに就学の督励、長時間労働の廃止、勤労青年の実態に応じた学級編制などを重視し、実際に就学率や出席率の改善がみられたことから、こうした青年学校が当時の勤労青年にとってどのような役割・意義を有するものであったのか、さらには青年学校が勤労青年の抱える多様な課題・困難にどのように対応していたのかについての検討は不可欠である。

2.5 民間教育運動団体による一元的中等教育制度の提起

1930 年代においては総力戦体制・戦時動員体制の構築という観点から、中等学校(旧制中学校・高等女学校、実業学校)の大衆化が進んでいくとともに、他方、尋常小学校卒業者を対象とした高等小学校、実業補習学校、青年訓練所などの中等学校に進学しない大衆青年のための初等後教育学校が整備されていく。このように大衆青年の多くが「複線型」の中等学校、それ以外の初等後教育学校に進学する事実を踏まえ、学校制度の問題点を克服し、学校制度体系を構築しなおそうとする学校制度改革案が各種の民間教育団体・組織から提起される。

なかでも阿部重孝や城戸幡太郎が主導した教育改革同志会や教育科学研究会では「正系」とされる旧制中学校・高等女学校等の「中等教育」系統の教育の実際化を進め、他方、高等小学校・青年学校(実業補習学校・青年訓練所)等の「青年教育」系統の質と水準を高めることで、両方の系統を改めて「中等学校」という一つの範疇に統合させ、中等教育段階における「国民完成教育」を旨とした²⁶。

高橋ほか(1998)は 1937(昭和 12)年に提起された教育科学研究会の教育改革案の特徴として、「従来の複線型学校体系を小学校(修業年限六年)、中学校(二年ないし六年)、大学校(二年ないし五年)の単線型に統一」「義務教育を中学校二年までの八年間」「夜間」または「パートタイム」の中学校において 18 歳まで保護者等による教育の義務」「盲啞教育を義務教育」「不具児並びに精神薄弱児のために特別学校を設置又は増設」を挙げ、教科研が普遍的な中等教育の構想を打ち出すとともに、そのなかに多様な困難を抱える「勤労青年」「大衆青年」の配慮・対応を位置づけていたことを示している²⁷。

1935(昭和 10)年に実業補習学校と青年訓練所が統合され発足した青年学校は、日中戦争拡大に伴う兵力動員の増大、兵員の訓練拡充に迫られ、1937(昭和 12)年に青年学校を不十分な水準のままに義務教育化する内容で閣議決定されたこともあり、中等教育の一元化・普遍化を旨としていた教育審議会では旧制中学校・高等女学校・実業学校がそれぞれ独立したままで「中堅国民」の観念的な「中等学校」の統一が謳われたに留まった。こうして「中等教育」系統と「青年教育」系統の「一元化」は実現しなかったといえる²⁸。

最近では金(2020)が「青年教育」系統と「中等教育」系統との「一元化」に関わって、教育科学研究会による教育改革案の検討を行っている²⁹。1930 年代に族生した

学制改革案の多くは「教育ノ機会均等」「教育ノ實際化、職業科、適性化、画一打破」を目ざしていたが、実際には「中等教育」系統とは別枠の「大衆青年教育」制度を維持し、「職業教育」「実業教育」の推進を提唱していた。それに対して教科研は「青年大衆の生活的不安」の解消とともに、国民生活の改善を図り、「青年学校と中学校との差別を撤廃」「学校卒業に伴ふ凡ゆる特権を廃止」などの教育制度改革、「生活の問題を教育の中に取戻して」「生活に寄与する方法として、之を教育の中に確立する」生活教育を中心とする教育内容改革を目ざしたことが示されている。

さらに金は1937（昭和12）年の青年学校男子教育義務化に伴って、教科研は「青年学校」と「中等学校」の一元化は諦めつつも、不十分まま教育義務制となった青年学校教育のさらなる改革案を提起し、青年学校普通科（＝高等小学校段階）のフルタイム化、普通教育における教養・娯楽・修養等の文化的教養の充実、大衆青年の健康改善を見据えた「健康科」の設置など、不安定な大衆青年の生活や教育改善を含めた青年学校教育の質的な教育改革を通して、「青年学校」と「中等学校」の実質的な一元化を目ざしていたことを指摘する。

教育科学研究会が目ざした青年期教育改革は、青年学校等の学校現場との連携・協働のなかで取り組まれてきたものと捉えられる。

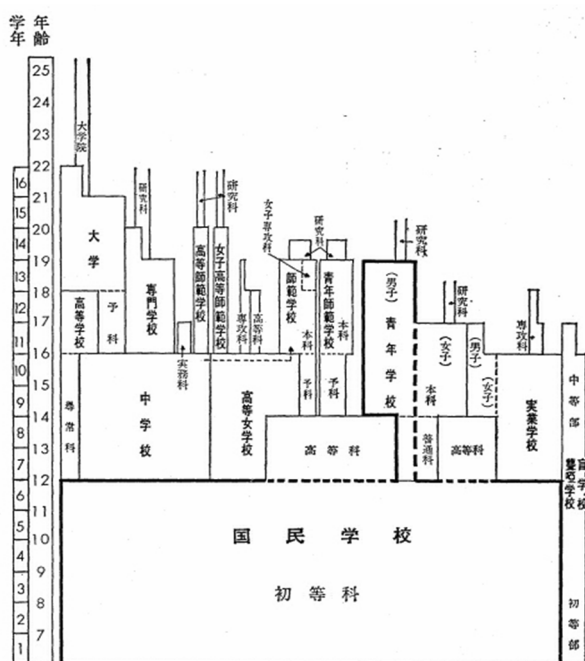


図2 1944（昭和19）年の学校系統図

(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318188.htm)

2.6 青年学校と戦後の中等教育制度の連続・非連続性

戦後占領期の教育改革による六三三制の発足によって、日本の学校制度は「統合関係（integraion）と接続関係（articulation）をもって組織された」統一的学校体系として整備された。中等教育に関していえば、改革以前には1943（昭和18）年に「中等学校」として制度的に統合された旧制中学校・高等女学校・実業学校による「中等教育」の系統と高等小学校（国民学校高等科）・青年学校等によって担われた初等後教育学校が、新制中学校と新制高等学校とに一元化され、学校種や性別による教育上の格差が撤廃され、教育の機会均等が制度的に保障されることとなった³⁰。

三羽（1999）は六三三制の成立によりすべての国民に中等教育が開放されるとともに、単線形態をもつ制度というだけでなく、発達段階に即した教育を実施しながら、下の学校が順次に上の学校の基礎となって接続しているという点に重要な特質があると及言している³¹。

新制中学校は戦前の高等小学校（国民学校高等科）や青年学校等の廃止を前提にして、全日制・男女共学・義務制の学校として1947（昭和22）年に新たに発足・成立したために、戦前の初等後教育学校との連続性については否定的に捉えられてきた。しかし、赤塚（1978）や三羽（1993）は高等小学校や青年学校の教員・施設・設備などが新制中学校に継承されている点に注目し、戦前の高等小学校や青年学校の取り組みと戦後の中等教育制度の連続性を検証している。

赤塚（1978）は戦後教育改革期において、こうした青年学校関係者による教育機会均等運動が本格的に実施されるとともに、高等小学校・青年学校の設備や教員組織がそのまま戦後の新制中学校に引き継がれるケースも少なくなく、大阪府等では青年学校関係者が新制中学校の校長を担い、教育機会拡充の観点から同和地域・貧困地域・漁村地域などの多様な学習困難を有する生徒への対応に取り組んでいたことを示した。青年学校教師が戦後に成立した新制中学校において実質的な教育機会拡充に取り組んでいたことが明らかにされている³²。

三羽（1993）は戦後の新制中学校発足に際して、物的にも人的にも高等小学校が重要な成立基盤になっていることを押さえつつ、1930年代において高等小学校が大衆化していくプロセスにおいて、高等小学校の単独設置への改革、教科目担任制の導入、職業指導を核とする教科課程の編成、教科外活動の進展などの教育改革が実施さ

れ、こうした教育の内容や性格自体が新制中学校の原像を形成したことを指摘している³³。

1948（昭和23）年に発足した新制高等学校（後期中等教育）は希望者全員を収容することを理想として、希望者全員収容に向けて拡充することや授業料を無償とすることに努力することが示され、準義務制の方針が採られるとともに、勤労青年等のために夜間等の課程（定時制）も設置され、後期中等教育の大衆化も目ざされる。

こうした新制高等学校の制度理念は、昭和戦前期においては一部の階層が進学していた旧制中学校や高等女学校だけでなく実業学校も含みこみながら中等教育の大衆化が進展したこと、加えて大衆青年の教育を担っていた青年学校関係者が18歳までの義務教育化を中心に教育機会拡充に関わる運動を実施していたことから大きな影響を受けている。

戦前に成立した青年学校と戦後の新制高等学校（定時制）の連続性・非連続性について、山内（1972）が検討している。1947（昭和22）年制定の学校教育法では教育刷新委員会で存廃不明瞭であった青年学校が「中学校教育の基礎の上に」「高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」新制高等学校へ吸収されることで、これまで青年学校が対象としていた「勤労青年」への教育が新制高等学校「定時制」との関連で議論されることになったこと、次いで1947（昭和22）年12月の「新制高等学校実施準備に関する件」では、定時制高等学校の教育課程が全日制の教科課程と「同一」という原則が示されることで、授業時間が少なかった青年学校とは異なる「定時制高等学校」が新しい教育制度として位置づいたことを示している³⁴。

神田（1996）は鹿児島県では青年学校発足以前に尋常高等小学校等から独立した教員組織と校舎を有していた「公民学校」を独自に組織していたことから、戦後の新制高等学校の設立においては旧青年学校の施設設備を転用して町村立の形態をとっていたこと、少数ではあったが町村立の全日制高等学校が開設されたことを明らかにしており、鹿児島県の多くの定時制高校では青年学校の取り組みを踏襲ながら農業・勤労青年の生活実態に応じた対応を行っていたことを示している³⁵。

米田（2010）は長野県では地域差がありながらも、青年学校生徒自らが青年学校の廃止によって学ぶ機会を失う危機意識を共有し、「定時制分校」の設置（誘致）運動を行った事例を多数紹介し、就学実態や定時制（分校）の設置実態より青年学校と新制高等学校の連続的側面を

明らかにした。しかし、定時制分校は小・中学校に併設され、専任教員数が極めて少ないなど、全日制の高等学校に比して劣った教育機関であったことを指摘する³⁶。

木村ほか（2012）は青年学校（実業補習学校・青年訓練所）等の「パートタイムの学校」への在籍率が1920年代後半から「フルタイム」の初等後教育諸機関である高等小学校を上回るようになり、1930年代末には250万人を超えることを示したうえで、こうした戦前の初等後教育学校への在籍拡大から戦後の定時制高校の進学要求につながり、定時制分校の拡大が全日制高校を日本社会に受容させるための土壌を準備したことを指摘している。戦前の初等後教育機関への在籍拡大、高校進学という形に現れる戦後の学校受容との間の連続性を認め、そしてこの連続性は戦前の初等後教育を単に戦後へ投影ないし展開しようとするものではなく、戦前の中等教育や「青年教育」に対する反省を介した形で戦後の義務教育の展開に現れることを強調している³⁷。

このように戦前の青年学校教育と戦後の新制中学校・高等学校定時制との連続性をめぐる議論は先行研究にもみられるが、戦後に新制中学校・高等学校定時制において大衆青年への教育保障が迅速に取り込まれる背景にある戦前の青年学校教育の実際については十分に解明されておらず、教育内容や教育実践面から戦前と戦後の青年期教育の連続性を明らかにする必要がある。

3. 青年学校の成立と勤労青年教育の拡充

3.1 実業補習学校の拡充と青年学校の成立

1890（明治23）年の小学校令の改正に伴って小学校の補習機関として小学校に附設される形でパートタイムの実業補習学校が誕生し、1899（明治32）年の実業学校令の発布を受けて、実業補習学校が小学校の類ではなく、実業学校へと昇格した。

明治後期に青年会振興運動、報徳運動、地方改良運動等の影響を受けながら発展し、1915（大正4）年9月に公布された「青年団の本旨及組織に関する訓令」に伴って、青年団員修養という観点から小学校卒業から20歳（丁年）までの勤労青年に対して義務的教育が促され、各府県で独自の教育課程や修業年限を定めながら就学督励が取り組まれた³⁸。

1920（大正9）年12月の実業補習学校規程改正で実業補習学校の「前期2年、後期2年～3年」の修業年限、標準授業時数の設定、前期・後期ともに普通学科目（修身・国語・数学）の必須科目化、後期課程における多様

戦前の青年学校における勤労青年の多様な困難に応じた配慮・対応の取り組み

な職業科目（工業・商業・農業・水産）、女子の課程の設置などが新たに規定され、小学校併設の場合にも相当の設備を整理すること、後期課程修了者向けの高等補習学校の設置なども規定されることとなった³⁹。これに伴い実業補習教育費の国庫補助がなされ、専任教員の増設が図られた。

大正期以降の小学校や高等小学校卒業者や大衆青年による教育要求の高まりのために、実業補習学校は 1915（大正 4）年から 1920 年（大正 9）年にかけて急速に普及し、設置数をみても 1915（大正 4）年には 8,904 校であったが 1925（大正 14）年には 15,312 校まで増加している（表 1）。また「農業補習学校」が大多数を占めている点からも、農村地域における進学要求が高かったこともうかがえる。昭和期以降においては設置数の目立った増加はみられないが、各県や市町村において独立校舎の設置や専任教員の配置など教育条件の改善が図られていく。

表 1 実業補習学校の学科別学校数の変遷

	1915 年	1920 年	1925 年	1930 年	1934 年
工業補習学校	165	129	99	99	101
農業補習学校	6,528	10,591	12,053	12,630	12,391
商業補習学校	220	372	454	527	549
商船補習学校	1	2	2	2	1
水産補習学校	142	184	206	247	279
その他 ⁴⁰	1,448	2,950	2,498	1,740	1,982
総計	8,904	14,228	15,312	15,245	15,303

（国立教育研究所（1974）『日本近代教育百年史第五巻 学校教育 3』、p. 270）

実業補習学校では勤労青年を対象としていたために、勤労青年の実態に応じて昼間教授、昼夜教授、夜間教授を実施し、教育課程においても歴史、地理、体操、法制、経済、簿記、外国語等の加設科目、農業科とともに、工業・商業・水産・裁縫等の複数学科の設置なども実施されている。さらには一部の地域では後期課程修了後の研究科や高等科の設置も取り組まれてきた⁴¹。

例えば岡山県では 1924（大正 13）年には 134 校の実業補習学校が県内に設置されていたが、1933（昭和 8）年

には 409 校まで増設され、そのうち 18 校は独立校舎と専任教員を有していた。1922（大正 11）年に岡山県高松農学校内に岡山県実業補習学校教員養成所の設立、1924（大正 13）年に岡山県女子師範学校内に岡山県女子実業補習学校教員養成所の設置がなされたこともあって、実業学校教員総数 2,189 名中 943 名が専任教員として活躍した⁴²。

また同県では大衆青年や勤労青年の教育要求に応じながら、実業補習学校教育を独自に展開している。岡山市では各所に拡散していた商業補習学校等を統合して 1927（昭和 2）年に岡山市実業専修学校を新たに開設し、「昼間実務に従事し夜間中等程度の教育を受けんとする苦学力行の青年に対して」「中堅たる資質の養成」が目ざされた。また邑久郡では 1914（大正 3）年に邑久高等小学校同窓会事業として高等小学校内に邑久土曜学校が開設されるが、ここでは高等小学校を卒業した男子に対して毎週土曜日に「徹底せる昼間教授」を実施し、「農村に於ける高等補習学校を施す」ことが目ざされた⁴³。

1926（大正 15）年に軍事教練を中心とした「青年訓練所」が開設されることとなるが、実業補習学校と施設面・内容面・対象等が重複することも少なくなく、全国的に約 1/3 の実業補習学校・青年訓練所は「青年訓練所充当実業補習学校」として独自に統合・編成がなされて、勤労青年の教育的対応にあたっていた。

1935（昭和 10）年に発出された青年学校令では政府や軍部による軍事的理由を伴って、青年訓練所と実業補習学校の統合が制度化され、「男女青年に対し、その心を鍛錬し、徳性を涵養すると同時に職業および實際生活に必要な知識・技能を授け国民としての資質を向上させる」青年学校が成立した。

青年学校は普通科（修業年限 2 年、尋常小学校卒業者対象）、本科（修業年限男子 5 年、女子 3 年、青年学校普通科修了者または高等小学校卒業者対象）、研究科（修業年限 1 年以内）、専修科から構成される。授業料は原則無償であり、教授科目は修身及び公民科・普通科・職業科・教練科（男子）、家事及び裁縫科（女子）、体操科であった。1939（昭和 14）年 4 月の青年学校令改正によって青年学校男子教育義務制が実施される。

青年学校は実業補習学校の取り組みを引き継ぐ勤労青年のためのパートタイムの初等後教育学校であったが、青年団との関係も密接であったために、文部省社会教育局青年教育課が所管することとなった。

表2 全国の公立・私立青年学校数の変遷

	公立	私立	合計
1935年度	16,328	351	16,679
1936年度	16,360	450	16,810
1937年度	16,405	821	17,226
1938年度	16,489	1,089	17,578
1939年度	16,407	1,627	18,034
1940年度	16,633	2,275	18,908
1941年度	16,451	2,699	19,150

(文部省社会教育局『青年学校・青年学校教員養成所ニ関スル調査』1935-1941年)

長く文部省実業補習教育主事を務めていた文部省社会教育官の千葉敬止は、実業補習学校の取り組みを踏まえながら、青年学校では「現実の生活中特に指導を要する事項を選んで、其の実際生活に即して教育を施すべき」であるとして、生徒の生活に即した学科目の提供とともに、農民的な生活中心とした勤労生活の体得のための「青年学寮」設置、家庭や地域の農業・産業の改善を図る「家庭実習」「部落実習」などの重要性を強調した⁴⁴。

鹿児島県実業補習教育主事・文部省社会教育官を務めた山口啓市は、青年学校の教育普及にあたり、就学・出席奨励（出席票、通学班、後援会）、設備の工夫、指導者網の確立とともに、「教授及訓練計画の樹立」「生徒調査」「職場及家庭指導の実施」「個別指導の重視」「国家的、団体的訓練の徹底」などの教育拡充が必要であるとして、国家・団体的訓練の徹底として「青年学寮」（合宿訓練）の実施、地域の農業生産の拡充を含めた職場・家庭指導の実施を強調している⁴⁵。

鹿児島県では以前より農村青年の学力や生活改善を促すために実業補習学校と青年訓練所の統合が模索され、独立校舎・専任教員での運営がなされる「公民学校」の開設がなされ、1935（昭和10）年の青年学校制度化以後は高等小学校の抑制や廃止が実施され⁴⁶、青年学校の設置促進とともに教育課程・内容の充実が目ざされた。

1939（昭和14）年の青年学校教育義務制に伴って文部省によって「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱」が発出されるが、鹿児島県では独自に「青年学校教育義務制に処する方策」を決定し、就学・出席の向上・改善、教員養成の改善、施設充実、専任教員の充実、教育の社会的進出、「教授及訓練」の徹底などの青年学校教育の拡充を図った⁴⁷。

このように実業補習学校と青年訓練所が統合され青年学校が成立した後においても、実業補習学校が勤労青年の実態やニーズに応じた教育的対応を実施していたように、青年学校においても政府や軍部による要求に従うだけではなく、勤労青年の学習や生活・職業に改善につながるような教育実践が目ざされていた。



写真1 独立校舎をもつ鹿児島県額娃高等公民学校
(<http://ei.kashoren.or.jp/files/konjaku/16eiko/album002.htm>)



写真2 山梨県加納岩町立青年学校女子部の取り組み
(菅原留治(1937)時局に処する我が校の青年教育、
『青年と教育』第2巻11号、p.53)

3.2 都市部における青年学校教育拡充の取り組み

青年学校男子教育義務制実施以降も勤労青年の軍事訓練が最優先課題であったために青年学校の教育の質や水準は十分に改善されず、実際には設置される青年学校の多くが小学校校舎の間借りをしているなどの「貧弱なる設備」、大多数の教員が小学校訓導兼任であるなどの「教員の過少と教育の不徹底」とともに、「教員養成機関の不備」「経費の不足」などの問題点を有していた⁴⁸。

表3 東京府の公立・私立青年学校数の変遷

	公立	私立	合計
1935年度	303	29	332
1936年度	298	35	333
1937年度	299	72	371
1938年度	312	117	429
1939年度	327	160	487
1940年度	350	358	708
1941年度	368	456	824

(文部省社会教育局『青年学校・青年学校教員養成所二
関スル調査』1935-1941年)

とくに都市部においては地方から流入し、企業・工場等に勤務する勤労青年が多いために、就学や出席の定着が困難であり、また過酷な労働条件、劣悪な生活環境のために健康や生活面において多様な困難を抱えていた。こうしたなかで総力戦体制下の生産力・軍事力拡充のための人員確保という観点から、工場や企業等附設の私立青年学校が多数増設される。

1935(昭和10)年に327校に過ぎなかった私立青年学校は義務制実施の1939(昭和14)年には1,842校まで増加し、1942(昭和17)年には3,080校まで達し、東京府では1935(昭和10)年に29校、1939(昭和14)年に160校、1941(昭和16)年に456校にまで達しており、とくに都市部での私立青年学校の増設が著しかった。

こうした私立青年学校増設は、青年学校男子教育義務制に伴って劣悪な条件のもとに就学率を向上させるために安易に実施されたと一般に捉えられているが、1930年代後半より大企業を中心に福利施設の改善と青年学校教育の拡充が図られていた事実も指摘されている。

また都市部の公立青年学校でも不十分な条件のなかで、大量に流入した勤労青年の学習や生活の改善のために独自に青年学校教育改革を実施している。東京市や大阪市では青年学校令制定と同時に、多くの実業補習学校が「実業学校」に昇格したために、これまで設置されていた青年訓練所の教育の量・質的改善に取り組み、勤労青年のための教育機関への抜本的改革が実行されていた。

東京市では尋常小学校卒業者の約6~7割が高等小学校や中等学校に進学していたために、実業補習学校も職業の技術向上を促す「職業学校」としての側面が強調されていた。青年学校令が制定された際には多くの実業補習学校が工業学校・商業学校・職業学校などの「実業学校」昇格への道を選択し、一方、多数の青年訓練所が青年学校へと改組され、東

京府下には279校の青年学校が開設されることとなった⁴⁹。

島崎晴吉(日本橋区第三青年学校長)や牛山栄治(四谷区四谷青年学校長)などの青年学校長は、地方から流入した勤労青年の生活や学習の実態を明らかにしたうえで、就学督励や教育の質・水準の改善に取り組み、専任校長の設置、専任教員の確保・養成、施設設備の拡充、職業教育の徹底、軍事教練の強化、青年体位の向上等を目指し、1939(昭和14)年には全市約200校の青年学校に専任校長を配置し、1941(昭和16)年には市内すべての青年学校を昼間制へ移行する取り組みを実施した⁵⁰。

とくに日本橋区第三青年学校長の島崎は「現状の如き極めて不完全なる設備の青年学校に於ては、向上の心に燃え、将来、如何にかして自己の境遇を切り拓かんとする寧ろ悲壮なる覚悟を持つ実務勤労青年の念願をよく満すことは、到底出来得ない」という認識のもとで、青年学校の中等学校・高等小学校への併設、職業別の学級編制など、雇用主や生徒の業態に即した学校の設置、生徒の希望による早朝・昼間・夕間・夜間等に実施する学級開設等、勤労青年の生活や職業の改善を見据えた実質的な教育拡充の必要性を強調した⁵¹。

大阪市内では1935(昭和10)年段階において約100校の実業補習学校が設置されていたが、そのうち54校が中等学校に昇格し、42校は従来の青年訓練所121校とともに青年学校に改組され、同年10月には135校の青年学校が誕生している⁵²。こうした青年学校の多くは小学校に併設され、専任教員も充実しているとはいえなかったが、勤労青年の労働条件に応じて夜間課程や昼間課程を有しており、職業に関する特別事項を教授する専修科が設けられるなど、勤労青年の実態に応じた教育が実施されていたことがうかがえる。

神戸市や横浜市等では従前の実業補習学校(市立総合青年学校)を「第一種青年学校」として高い専門性の職業教育が実施され、青年訓練所を「第二種青年学校」(単一青年学校)として、これまで就学の機会がなかった勤労青年への教育拡充が目ざされた。

神戸市の「市立総合青年学校」は、①修業年限3ヶ年、毎週4日の充実した学習期間、②勤労青年の勤労形態によって、早朝部、昼間部、夕間部、夜間部の4部に分けるなど、青年の労働実態に応じた対応、③自動車科、電工科、汽缶科、電気受験科などの多様な専修科の設置、④私立青年学校の開設のない工場等では工場内に総合青年学校の分教場を設置するなど、青年の労働実態を踏まえたうえで教育機会の提供や職業教育に取り組んだ⁵³。

4. 青年学校における勤労青年の多様な困難 に応じた配慮・対応

4.1 勤労青年が抱える多様な学習・生活・健康等の困難

東京市日本橋区第三青年学校では「如何なる個性を有ち、如何なる環境に生活し、如何なる心意を以て日常生活を営んでゐるかを知悉しなければ、其の教育的効果は挙がるものではない」として「家庭状況」「衛生状態」「職業生活」「趣味及娯楽」「読書状況」など多方面にわたる生徒調査が実施されている⁵⁴。

都市で生活する勤労青年の多くは親や雇用主に悩みを相談することが難しい状況にあるために、日本橋区第三青年学校では身上相談部が開設され、毎日午後五時より始業時まで学級ごとに日時を定めて、学校長・教務部長・学級主任の合議制により勤労青年が抱える悩みの解決に向けた取り組みもなされていた⁵⁵。日本橋区は商業が盛んであり、商店に「丁稚」として住み込んでいる勤労青年が多いたたために、こうした配慮が不可欠であったと思われる。



写真3 日本橋区第三青年学校付近の商店街の様子
(岩下貞吉(1927)『記念まちの俵』東京都中央区立日本橋小学校所蔵史料)

東京市品川区第一日野青年学校では法政大学文学部文政学科の青少年教育研究会とともに青年学校生徒がどのような困難や要求をもっていたのかを明らかにし、青年学校普通科1・2年生40名、本科1・2年生124名を対象にアンケート調査を実施している⁵⁶。調査では「職場の不衛生」「残業が多い」「食後に休みたい」「時間欲しい」「休日が少ない」「工場で手足がきづ(ママ)だらけになる」「運動娯楽施設が欲しい」「食堂の設備が欲しい」などの困難・要望とともに、青年学校に対しては「学科に力を

入れて欲しい」「運動器具の整備」「夜間に娯楽時間を設けて指導して欲しい」「青年学校に独立校舎が欲しい」「給料が少ないから授業料をなくしたい」などの要望も出されていた。

東京ガス等の工場に隣接していた東京市大森区貴船青年学校では在籍生徒の多くが地方から上京しているために、寄宿舎での生活実態、疲労・健康の実態、勤務時間等に関する本人調査が実施された。多数の勤労青年が寄宿舎の設備が不十分で雇用主から酷使されていること、長時間労働により健康状態に不安を感じて労働に疲弊していること、「家庭愛」が大きく不足していることが明らかにされ、安全教育や厚生施設の拡充のほか、「身体検査の活用」「衛生思想の指導普及」「矯正並各種体育施設」「食物教育」などが実施されていた⁵⁷。

岐阜市金華商業青年学校では「都市青年は体力これに劣り、志操亦軽薄なるもの有るを以て、断えず家庭の状況並に個性環境を調査し、其の特有の情況に鑑みて教育方針を確立」する必要性を強調し、「常に生徒の個性、家庭の状況、身体の状態及其の環境に顧慮」することを重要視し、普通学科においても日常生活に必要な普通の知識技能を増進すること、また本科・研究科の他に「習字科」「英語科」「満州語科」「珠算科」などの学科・学級設置などを実施していた⁵⁸。

農村地域では実業補習学校の取り組みを引き継ぎながら発展した青年学校が多い。鳥取県岩美郡面影村青年学校では、青年学校に就学する生徒の多くは「何とか彼とか云はれて出席した生徒」「毎日の仕事で疲れた体休めの心から出席する生徒」が多いために、「出席日に提出させ、教師が見てやる、日誌には生活の事実と、生活の感想とを記させ」るなどして、個々の実態把握を実施している⁵⁹。

島嶼部の香川県三豊郡栗島青年学校では優秀な青年は上級学校や島外に出稼ぎに行くために「劣等生ばかり」残った状況を踏まえ、「教練」は休日の昼間を利用して、学課は夜間を主として月火水金の平日4日間に実施し、とくに毎月第一土曜から日曜日、第三土曜から日曜にかけて二回泊まり込みで学科と教練が取り組まれていた。宿泊を伴った指導を通して生徒の個性の十分な把握が可能となり、信頼関係を築きながら生徒の実態に応じた支援が実施されていた⁶⁰。

漁村地域にある茨城県久慈郡久慈青年学校教諭の山形安は「学校に彼等と呼ぶ前に、この方より彼等の仲間入りをして、徐々に之れを指導」し、『ヤド』へ単身押し込んで行つて、共に食ひたくもない飴菓子を食ひながら

話す、炬燵も共にあたり、落花生をむきながら世間話をしながら「やんぱりと修養談をする」「時には本を読んでやる」などして「操行不良と目される者に対しては、一段と心を打ち明け」「親身になつて彼等の相談相手となつてやつた」など、漁業に従事する勤労青年とともに生活をするを通して勤労青年の抱える困難の把握に努めた⁶¹。さらに山形は「自己の家を『ヤド』とし、彼等の集会場に公開し、常に彼等のひまにまかせて自由に出入させ、座敷も開放して、全く寝食迄を共にしての指導をしよう」と決心し、「彼等と同じレベルに身を下げて、徐々に彼等を引き上げやうと努め」るなど、漁村で生活する青年が抱える特有の困難さに注目しながら学力の回復、生活の改善に取り組んでいたことが示されている。

義務制とはならなかったが勤労女子青年に応じた教育機関として女子青年学校が各地で開設されていく。東京市浅草区実務女学校長⁶²の遠矢一は、女子青年学校は「夜間の勤労者である食堂の女給」「活動・劇場等の女案内人」「浴場の女中」「花柳街の仕込女」「盛場の女店員」「理髪店の徒弟」「飲食店の女中」などの「生活のために働く勤労女子青年」「学費の乏しい実務女子青年」を対象とするために、学業成績（平常観察、メンタルテスト）、身体検査（定期身体検査、健康調査）、勤怠状況（出席時数、欠席時数）などの個性調査を実施して女子青年の困難を把握しながら、学習支援とともに「休息」「入浴」「夕餉」「慰安」「将来又娯楽」などの提供が不可欠としている⁶³。浅草区実務女学校は「新吉原」近くの千束小学校内に開設されていたことから「花街・三業地」等で働いていた女子青年への対応・配慮が必要とされていた。



写真4 千束小学校付近の「新吉原」

（「焼失前の新吉原大門（東京名所）」

<https://www.pinterest.jp/pin/42566060226774372/>）

山形市女子青年学校では18名の専任教員が採用されているが、教師は午前中に生徒の職場に向いて生徒の出勤状態を把握することで、生徒は激励されて喜んで出勤するようになり、青年学校への就学督励にもつながったことが報告されている⁶⁴。

岡山市家政女学校では「上品さが足りない」「明るさがない」「研究心がない」「気転が利かない」「弱々しい」「だらしがない」などの困難を抱える女生徒の背景にある劣悪な学習環境や生活環境（「借家で部屋の数も少く風呂のない家」の生徒が大多数）、家族関係（「落着きがなく素行定らぬ生徒の家庭は例外なく、飲食店か両親の何れかを欠く複雑な事情を持つ」）、健康問題・疾病等を明らかにしたうえで「訓練作法の徹底」「体育施設の充実」「教授・訓練各科の徹底」「生活指導の徹底」「職業指導施設の充実」が図られた⁶⁵。



写真5 山形市女子青年学校の生徒

（山本栄喜（1943）山形市青年教育瞥見記（二）、『青年と教育』第8巻8号、p.14）

このように女子青年学校においても、勤労している女子青年の職業（女中、女給、三業関係、店員、理髪店の徒弟など）とそれに伴う生活や健康上の困難を把握したうえで多様な配慮・対応が実施されていた。

4.2 勤労青年の生活実態に応じた配慮・対応

青年学校はとくに青年学校教育男子義務制以降、工場・商店等のみならず飲食店・遊廓、漁業等の様々な職場・職種で働く勤労青年の実態に応じて就学を促すために、公立青年学校の分教場、中小商工業組合・団体との連繫、早朝学級・昼間学級の開設、船上学級の開設などの多様な教育形態の採用、特別な学級編制などを実施してきた。

都市部の青年学校を例にとると、東京市四谷区四谷青年学校では男子部で本科工業学級（4年、1週3夜授業）、

本科商業学級（4年、1週3夜授業）、業態別学級（1週1回昼間全日制）、女子部では本科（2年、1週4夜授業）、専修科（1年以上、家庭科、裁縫科、計理科）を設置するなど、業態・労働状況において様々な教育形態を用意しており、都市部の生徒の多様な職業実態に応じた⁶⁶。

浅草区実務女学校長の遠矢一は女子青年学校の重要性として「学力的制約」「経済的制約」「年齢的制約」の解決とともに「時間的制約の解決」があるとして、女子青年の職業に応じて「朝間部」（「浴場の女中」「飲食店や食堂の女中」等は午前中「全然閑暇」）、「昼間部」（「三業組合の女中」は「昼間二、三時頃は比較的身体の空いてみる」）、「夜間部」（会社・商店・工場勤務）を設けるとともに、「理髪、結髪の早朝学級」「洋服徒弟の日曜学級」「製本徒弟」「印刷徒弟」のための夜間学級などを設置する必要を強調しており、女子青年の職業に応じながら確実に学びの機会を提供できるような工夫や取り組みを行っていたことがうかがえる⁶⁷。

東京市域ではとくに青年学校男子教育義務施行以降、公立青年学校や大工場に設置される私立青年学校だけでなく、中小商工業者の組合・団体による私立青年学校が多数の勤労青年への対応を行ってきた。商業者組合による淀橋青果青年学校（青果小売商組合淀橋連盟）、東京製本青年学校（東京製本同業組合）、東京靴商工青年学校（東京靴同業組合）、商店街組合として武蔵小山商店街青年学校（荏原区小山町）、高橋商店街青年学校（深川区高橋）、工業者組合として大森機械工業徒弟学校などの開設がみられた⁶⁸。こうした同業者組合は経済的基盤が貧弱であったものの、勤労青年の労働環境や健康状態、知識水準を踏まえて福利施設や教育施設の充実が目ざされた。

兵庫県神戸市においては公立青年学校と各種商工業者の組合・団体との連携を実施しており、理髪組合との連携によって市内の8つの青年学校に「理髪部本科」の設置、洋服商組合との連携によって業務閑暇期に教育を行う「洋服部」の設置（下山手青年学校）が実施された⁶⁹。川西機械製作所には若松工業青年学校川西分教場が設けられ、本科1年・2年には本校での教育、本科3年以降は製作所での教育がなされ、「修身及訓練」「普通学科」「教練科」については神戸市青年学校の教諭・助教諭が実施し、「職業科」は製作所技師が取り組んでおり、公立青年学校と各種組合・団体が共同して勤労青年に対する教育機会の提供が目ざされていた。

千葉県千葉市の千葉青年学校では実業補習学校時代から千葉市理髪業組合と協力して理髪徒弟の教育を目ざす

「理髪部」を設けた。ここでは理髪店の公休日に午前7時～正午まで実施し、「理髪衛生学」「理髪伝染病」「理髪細菌学」「店舗衛生」など理髪にかかわる専門的な内容を教授するとともに、資格試験準備指導、技術協議会開催、各地店舗設備及経営の見学、保証人雇用主等との座談会の開催などが実施された⁷⁰。

鹿児島市荒田青年学校は昼間部は普通科第一部（男女対象）、普通科第二部（女子対象）、夜間の教授及訓練を行う本科第一部、研究科及び専修科（男子対象）から構成されるが、昼間部普通科では市営電車・バス等に従事する勤労青年を対象とする「交通科」が設置されるなどして、都市在住の勤労青年の多様な労働形態に応じた配慮や対応が実施された⁷¹。普通科第二部（女子対象）では「かよわき細い手に職を求めて家政を助くる」「電話局、専売局其の他に働き貧しい親を助けんとあせる者」など困難を抱えた女子青年を対象としており、こうした勤労青年に学習機会を提供した。

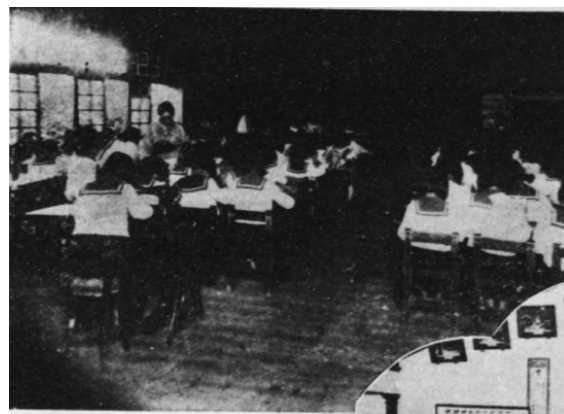


写真6 鹿児島市荒田青年学校女子部の様子
（鹿児島県青年教育振興会編（1941）『躍進の青年学校』、p. 166）

農村地域でも同様に地域の勤労青年の労働条件や生活実態に応じた教育形態や学級編制が採用されている。千葉県千葉郡白井公民青年学校では校区の勤労青年の実態をふまえて「通年制」（毎日の登校を求める）、「季節的通年制」（毎月の何回かの余暇に登校を求める）の2系統の採用⁷²、和歌山県の東牟婁郡色川村立色川青年学校では終日労働に従事する必要のある青年を1ヶ所に集合させることが困難であるために、村内9か所の教育所で教育する夜間出張教授（男女共学）が実施されている⁷³。

佐賀県杵島郡武雄町立実業青年学校では本町の「遊廓」「料理屋」の「女中」等14～15名を対象として地域の公

会堂で特別教育が実施され⁷⁴、鹿児島県指宿町立青年学校では町内全義務就学者の義務課程履修に向けて分教場を特設して、料理屋・旅館の「女中」等の「第三部生徒」への教育が取り組まれてきた⁷⁵。

島嶼部の鹿児島県出水郡東長島村立青年学校では本島の外に三つの島があり、船舶を利用して通学する必要のある生徒が160名以上いるものの、風波の高い時又は発動船故障の場合は登校困難となるために、教師が離島に出張して教育を行うとともに、多くの在籍生徒の学力水準が低いために学科補充の取り組みも実施されていた⁷⁶。

漁村地域においては漁業と農業に従事する勤労青年の生活形態が大きく異なるとして、農業に従事する青年と漁業に従事する青年とで青年学校を分立させ、漁業に従事する青年においても沿岸漁業と遠洋漁業では青年の生活形態が全く異なるとして、青年の実態に応じた配慮や対応が細かく実施されていた。



写真7 千葉県千葉郡白井公民青年学校男子部の実習
(石原信衛(1936)千葉県下千葉郡白井公民青年学校を
観る、『青年と教育』第1巻5号、p.46)

船山信一はとくに遠洋漁業に従事する勤労青年にとって船上や出稼ぎ地等に教師が出向かないと不就業になるとして、静岡県志太郡焼津町立青年学校の取り組みを事例として挙げながら「船上青年学校を設けたい或ひは漁村によくある船宿とか青年宿とかを徐々に教育の場所にして行つたり」「生徒に漁業日誌、生活日誌を書かせたりする」などの配慮や対応が必要であるとしている⁷⁷。

鹿児島県川邊郡枕崎町では多くの青年が従事する漁業が終年業となっている状況を踏まえて、枕崎漁業協同組合長が青年学校長となり、学課専任・教練専任を雇用して船内を教室として甲板上で教授・訓練・教練を実施した⁷⁸。こうした取り組みは、もともとは枕崎町立青年学校

の水産部の活動として実施されていたが、後に私立枕崎青年学校として独立することとなる。

4.3 勤労青年の学習困難に応じた配慮・対応

東京市四谷区四谷青年学校の牛山栄治は都市勤労青年が「雑多な職業と複雑な環境の中に生活してゐる」ために「生徒自身の要求にびつたりふれなくて」はならないとして、「生徒個性生活調査・郷土調査等によつて得た材料を生し、或る場合には知能検査・教育測定による等質分団を編制し、或る場合には彼等を業種別分団に編制し、或は時として学級を解体し、青年団と連絡して地域別編制を試みる等細部に気を配つて、特殊な学級編制の方法を工夫せねばならぬ」と強調するなど、勤労青年の学習実態に応じた学級編制をめざした⁷⁹。

日本橋区第三青年学校を訪問した雑誌編集者の志垣寛によれば、同校は専任教員8名を含めた27名の教職員で構成され、高等師範学校・大学卒業の経歴を有する教師も少なくない。個別指導や家庭訪問を実施するために教師は午後2時に出勤し、多様な学習能力に応じた個別指導を展開し、多くの生徒が真剣に珠算・作文・読方・修身・歴史などに取り組んでいたことが報告されている⁸⁰。

岡山市実業専修学校では在籍する生徒の多くが「珠算」が苦手で出席が芳しくないとして、「生徒が如何なる目的を持つて来てゐるか」「何の程度の学力のものを標準としてゐるか」「何う云ふ教授方法を望んでゐるのか」等を考察したうえで、珠算の教科目において能力別学級編制を実施した⁸¹。

東京市蒲田区の新潟鉄工所附設の私立新潟鉄工所蒲田青年学校では、壮丁時の学力検査において学力が非常に低い生徒が多数いたが、その要因としては知能が低いのではなく、小学校教育の詰込教育によって学習困難が深刻化したものとして捉えて、数学は系統的に理論づけた実物主義の教育を行いながら、机に並んでいる者三名を一組として、宿題を出された時はこの三人で研究を行うなどの共同学習の奨励を行った⁸²。

岡山市家政女学校では「生徒は勉強は嫌ひ」で「自分は不得手と云ふあきらめから来てゐる」生徒が少なくないために、「興味ある指導」と「分ると言ふこと」を重要視して「環境整理として、学習用具の位置を定め、物は常に整頓させ、鉛筆は朝げづらせ、ノートの使用法を定め、時々検閲し、帰宅後の勉強課題も相当に提供し、後れ勝の生徒」への「特別指導」の実施がなされた⁸³。また同校では職業指導として「競算会、職業見学、性能検査、

職業調等の計画」などが実施されている。

農村地域においても多くの青年学校では勤労青年の学習困難に応じた配慮や対応が実施された。青森県西津軽郡木造青年学校では教材の進度打ち合わせ、生徒の個性観察、自学自習の奨励等の実施⁸⁴、山形県北村山郡東根青年学校では欠席の多い生徒への特別指導⁸⁵、千葉県安房郡主基青年学校では学習本位創造主義を軸とした「劣生救済及優生輔導」⁸⁶、岡山県真庭郡富原村青年学校では「特設自習時間」「特殊生徒ノ取扱」「休業中生活指導」などが取り組まれた⁸⁷。

鹿児島県川邊郡加世田町立青年学校では生徒の実態を踏まえて生徒の負担をできる限り軽減し(「訓練日及日数の考慮」「学寮訓練の制度」)、生徒中心の学校教育を旨として「学級編制」「教育的能率向上法」「補充制度」などに取り組んだ⁸⁸。

このように少なくない青年学校においては、勤労青年の学習上の困難に応じた配慮や対応が実施されていたことが確認できる。

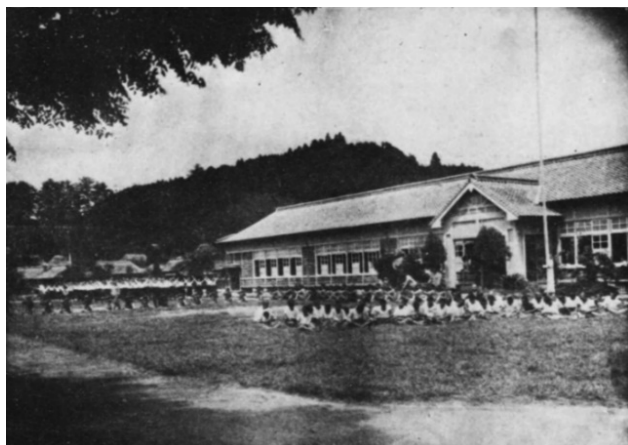


写真 8 鹿児島県東市来町立青年学校
(鹿児島県青年教育振興会編(1941)『躍進の青年学校』、
p. 41)

4.4 勤労青年の疾病・健康問題に応じた配慮・対応

勤労青年が抱える過酷な勤務に伴う疲労、健康問題、疾病等についての着目が多方面からなされている。

例えば東京府青年教育課長をつとめた田中令三は、東京市に在住の勤労青年のなかで労働時間 11 時間以下の勤労青年の半数は睡眠が不足しており、労働時間 11 時間以上では約 7 割の青年が睡眠不足であるとともに、表情に乏しく、明朗さに欠けていることを指摘している。また工場法非適用工場では多くの勤労青年が眼・呼吸器・

消化器等に慢性疾患を有しているとともに、こうした健康問題や疾病を抱えながら日々長時間の労働に従事していることから勤労青年の保護や養護の必要性を強調している⁸⁹。

日本橋区第三青年学校では「体位向上に資する一般的研究調査」を実施したうえで、体育施設の充実と活用、独立校舎や専用教室の設置、生徒座席の補正、照明設備の適正、始業・終業時刻の適正、栄養給食の実施、身体検査の活用、体力測定の実施と活用、早期診断の励行、緑地教育、遠足・行軍等の実施、保健衛生運動への協力、衛生思想の普及のほか、学校医の設置と職務強化、学校看護婦の設置などの多様な健康改善・疾病治療に関する配慮・対応が取り組まれた⁹⁰。

東京市四谷区青年学校長の牛山栄治は在籍生徒の食事について「普通科の T と云ふ少年が二食辨当でやつてゐる」「白米に二片ばかりの沢庵漬が這入つてゐる」だけであり、食事時間も不規則であるために「共同炊事により栄養食の給与が出来たなら、どんなに生徒は幸福であらうか」として、栄養食給与の必要性を強調する。また勤労青年は睡眠時間も少なく「非常に疲れすぎてゐる」ために鍛錬だけでなく「養護」「休憩」も大切としている⁹¹。さらに同校の夜間教授では「故障のおこり勝な電燈のわづらはしさ」「昼の労働に疲れ切つた生徒をかりたてて行ふ教授及訓練の無力さ」「ストーブが出なくなつた真冬の夜」等の問題から昼間教育の実施に切り替えられ、虚弱者の顔色が良好になったこと、夕食不規則の改善、体重増加率の向上、教練・学科ともに成績が向上したことが示された⁹²。

東京芝浦電気株式会社芝浦支店に附設される私立芝浦青年学校では工場で勤務する青年の罹患率の減少を旨とし、「十五歳前後の發育盛なる時の保護」「適當たる鍛錬と休養の調節」「早期診断と早期治療」「食事時間を充分に与へ」るなどの取り組みが実施されていた⁹³。

岡山市家政女学校では多くの生徒が「身長も胸囲も体重も遙かに及ばず」「胸郭異常、栄養不良の多いこと、扁桃腺肥大、呼吸器系統の疾病の可成の数字をみて体育衛生指導の重要さを痛感し」「姿勢の矯正」「調整体操」などを実施した。さらに多くの生徒が栄養失調に伴って「大部分が病氣して貧乏する」ために、「栄養の知識」「献立の力」などを養う「栄養教育」を実施していた⁹⁴。

東京都下谷青年学校の桑原雅興は女子青年学校教育においては「職業奉公精神の涵養」「勤労生活の保護輔導」「健母教育の徹底」が重視されるとして、とくに「栄養

と摂生」「職業病に対する理解」「休養と運動」「衛生と医療」「安全教育と災害予防」などの「勤労体力の維持増進と健康教育」を重要視し、「栄養と摂生」については過労・疾病の問題、過食、睡眠不足、休日などの浪費等の解消、「休養と運動」については日光浴、適度な運動、睡眠などの取り組みが実施されていたことを報告している⁹⁵。

浅草区実務女学校では「適度の運動と栄養と睡眠時間とを得る」「体操の生活化」「武道」「遊戯」「女子教練」「運動会」「健康調査」「自覚的衛生思想の涵養」「身体検査」「衛生講話」「看護救急法の講習」「健歩行」「体力検査」「大掃除」などが実施されている⁹⁶。

農村地域においても勤労青年の健康問題や疾病への配慮も見られる。島根県鹿島郡飯梨村青年学校では「身体検査及び体力測定」「トラホーム検診」などの取り組みとともに、宿泊訓練（青年道場）の際には「随時校医の出張を乞ひ指導を受」けること、「食事は栄養価値多き完全食を摂り美食を廃」すること、身体検査状況により保健衛生への注意等も実施されていた⁹⁷。

島根県那賀郡濱田町立青年学校では開業医の野上完が1931（昭和6）年より「医療相談」「健康相談」「身体検査」「トラホーム検査」等に取り組み、健全な身体の発達を促すために自覚的な鍛錬とともに、性病の注意、有害な嗜好を避けるなどの保健指導が実施された。また学校医が「上肢、胸郭、脊柱、下肢、視力、聴力等に異常を来し、不均斉なる発育をなせる」生徒に対して「矯正体操」を実施するとともに「生徒の自覚を促して正常なる発育をなすやう努め」ていた⁹⁸。

5. おわりに

本稿では戦前の青年学校（青年訓練所・実業補習学校）における勤労青年の多様な困難に応じた配慮・対応の動向や教育の実際について検討した。

厳しい労働現場で働きながら青年学校（青年訓練所・実業補習学校）にて学ぶ多くの勤労青年は多様な学習・健康・生活上の困難を抱えており、そうした勤労青年の実態に応じて青年学校の教師が丁寧な教育・指導を実施し、青年の困難に応じた配慮・対応を不十分ながらも実施していたことを明らかにした。

また少なくない青年学校において勤労青年の勤務形態・生活条件・学習困難・健康問題等を丁寧に把握しつつ、それに応じて就学時間・修業年限、学習内容の変更等の配慮、多様な学習困難に応じた特別指導、過酷な勤務に伴う疲労・不健康・疾病に応じた配慮が実施されていたことを明らかにした。

なお、今後の課題として「勤労青年の多様な困難に応じた配慮・対応」をより具体的、実証的に示すためには、青年学校関係資料の発掘と教育実践等の分析が必要である。八本木（1996）が指摘するように戦後の青年学校の廃止、資料焼却等によって、青年学校教育の具体的な実践記録は容易には発掘困難であるが⁹⁹、井上ら（2006）が実施しているように特定地域の限られた史料であっても丁寧に実践記録を分析する作業が不可欠となる。

註・引用

- 1 石井智也（2019）「明治・大正期の東京市における初等教育の成立・普及と「特別な教育的対応・配慮」に関する歴史的研究」、博士（教育学）学位論文、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所。
- 2 三羽光彦（1993）『高等小学校制度史研究』法律文化社、土方苑子（1994）『近代日本の学校と地域社会』東京大学出版会、米田俊彦（1994）『教育審議会の研究：中等教育改革』野間教育研究所、米田俊彦（1995）『教育審議会の研究：青年学校改革』野間教育研究所などによって明らかにされている。
- 3 三羽光彦（1993）『高等小学校制度史研究』法律文化社。
- 4 赤塚康雄（1978）『新制中学校成立史研究』明治図書出版株式会社。
- 5 米田俊彦（1995）『教育審議会の研究：青年学校改革』野間研究所。
- 6 赤沢史朗（1988）太平洋戦争期の青少年不良化問題、『立命館法學』第201・202号、pp.1119-1140。最近では作田誠一郎（2018）『近代日本の少年非行史—「不良少年」観に関する歴史社会学的研究—』学文社などが

挙げられる。

- 7 米田俊彦（1991）両大戦間期における中等教育の実相、『日本教育史研究』第10号、pp.24-44。
- 8 米田俊彦（1994）『教育審議会の研究：中等教育改革』野間教育研究所、pp.162-200。
- 9 米田俊彦（1994）1930～40年代における高等女学校の地域的展開の諸相、『中等教育史研究』第2号、pp.1-3。
- 10 福田修（1986）戦前の日本における青年期教育の普及—青年訓練所充当実業補習学校の役割—、『教育学研究』第53巻2号、pp.171-179。
- 11 小塚三郎（1987）青年学校の成立経緯、『国士館大学文学部人文学会紀要』第19号、pp.1-17。
- 12 三上敦（2005）『近代日本の夜間中学』北海道大学図書刊行会。
- 13 国立教育研究所（1974）『日本近代教育百年史』第5巻、pp.1188-1208。
- 14 鷹野良宏（1992）『青年学校史』三一書房。
- 15 米田俊彦（1995）『教育審議会の研究：青年学校改革』野間研究所。

- 16 中野哲二 (1991) 南西地域における農村青少年教育の展開と動向、『日本社会教育学会紀要』第 27 号、pp.85-93。
- 17 矢口徹也 (1996) 東京府 (都) 下の青年学校研究 (その一)、『早稲田大学教育学部学術研究 (教育・社会教育・体育学編)』第 44 号、pp.1-17。矢口徹也 (1997) 東京府 (都) 下の青年学校研究 (その二)、『早稲田大学教育学部学術研究 (教育・社会教育・体育学編)』第 45 号、pp.1-16。
- 18 三羽光彦 (1999) 『六・三・三制の成立』法律文化社、pp.31-58。
- 19 三羽光彦 (2017) 戦前昭和期長野県の農村部における実業補習学校改革に関する一考察—下條実科中等学校を事例として—、『芦屋大学論叢』第 66 号、pp.7-18。
- 20 井上平治編著 (2006) 『道南地域の青年学校と技術教育』学文社。
- 21 隅谷三喜男編著 (1971) 『日本職業訓練発展史<下>—日本的養成制度の形成—』日本労働協会、pp.139-333。
- 22 浅野素雄 (1993) 青年学校に関する総合的研究・5-大都市における青年学校の実態について、『芦屋大学論叢』第 23 集、pp.1-23。
- 23 東京都立教育研究所編著 (1997) 『東京都教育史通史編四』、pp.295-314。
- 24 神代健彦 (2009) 私立青年学校の拡大—公立との差異を念頭に—、『<教育と社会>研究』第 19 号、pp.37-45。
- 25 笠松敬太 (2018) 青年学校義務制の成立—就学状況をめぐる議論を中心に—、『史学雑誌』第 127 卷 11 号、pp.1692-1712。
- 26 米田俊彦 (1994) 『教育審議会の研究：中等教育改革』野間教育研究所、pp.532-561。
- 27 高橋智・清水寛 (1998) 『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学—障害児教育における「近代化」と「現代化」の歴史的位相—』多賀出版。
- 28 米田俊彦 (1994) 『教育審議会の研究：中等教育改革』野間教育研究所、pp.532-561。
- 29 金智恩 (2020) 『総力戦体制下の<教育科学研究会>—生活教育とカリキュラムの再編—』六花出版。
- 30 教育史学会編 (2007) 『教育史研究の最前線』日本図書センター、pp.70-74。
- 31 三羽光彦 (1999) 『六・三・三制の成立』法律文化社、pp.352-356。
- 32 赤塚康雄 (1978) 『新制中学校成立史研究』明治図書出版株式会社。
- 33 三羽光彦 (1993) 『高等小学校制度史研究』法律文化社、pp.286-292。
- 34 山内太郎編著 (1972) 『<戦後日本の教育改革第 5 卷>学校制度』東京大学出版。
- 35 神田嘉延 (1996) 町村立高校の形成と勤労青年の学習—鹿児島県の事例を中心として—、『鹿児島大学教育学部研究紀要 (教育科学編)』、pp.197-217。
- 36 米田俊彦 (2010) 『新制高等学校定時制課程発足にかかわる長野県の学校沿革史の記述—青年学校と新制高校定時制課程との連続性をめぐって—』。
- 37 木村元編著 (2012) 『日本の学校受容—教育制度の社会史—』勁草書房、pp.53-90。
- 38 千葉敬止 (1940) 『青年学校原論 (新制版)』、pp.10-14。
- 39 国立教育研究所編著 (1974) 『日本近代教育百年史 第五卷 学校教育 3』、pp.267-268。
- 40 「その他」は女子の「裁縫」「農業」「工業」「商業」「水産」の学科を複数有している学校のことを指す。
- 41 国立教育研究所編著 (1974) 『日本近代教育百年史 第五卷 学校教育 3』、pp.269-278。
- 42 岡山県教育史刊行会編著 (1961) 『岡山県教育史・下巻』、pp.402-409。
- 43 岡山県教育史刊行会編著 (1961) 『岡山県教育史・下巻』、pp.415-417。
- 44 千葉敬止 (1940) 『青年学校原論 (新制版)』明治図書、pp.91-94。
- 45 山口啓市 (1940) 新学年に當り青年学校経営に望む、『青年と教育』第 5 卷 4 号、pp.13-17。
- 46 米田俊彦 (1995) 『教育審議会の研究：青年学校改革』野間研究所、pp.86-87。
- 47 片岡一亀 (1939) 昨今の鹿児島県の青年学校教育 (二)、『青年と教育』第 4 卷 3 号、pp.15-27。
- 48 小鹽熊次郎 (1940) 青年学校の現状並に振興について、『帝国教育』第 740 号、pp.19-24。
- 49 東京都立教育研究所編著 (1997) 『東京都教育史通史編四』、pp.718-720。
- 50 島崎晴吉 (1942) 『青年学校経営の実際的研究』福村書店、pp.1-10。
- 51 島崎晴吉 (1938) 都市青年学校の諸問題、『帝国教育』第 714 号、pp.14-21。
- 52 大阪府教育委員会編著 (1972) 『大阪府教育百年史』第 1 巻概説編、pp.1012-1027。
- 53 大山綱志 (1937) 神戸市の青年学校、『青年と教育』第 2 卷 5 号、pp.50-52。
- 54 島崎晴吉 (1942) 『青年学校経営の実際的研究』福村書店、pp.84-96。
- 55 島崎晴吉 (1942) 『青年学校経営の実際的研究』福村書店、pp.257-263。
- 56 矢口徹也 (1997) 東京府 (都) 下の青年学校研究 (その二)、『早稲田大学教育学部学術研究 (教育・社会教育・体育学編)』第 45 号、pp.1-16。
- 57 斎藤哲 (1942) 工場地帯青年学校生徒の特色、『青年と教育』第 7 卷 11 号、pp.23-29。
- 58 岐阜県教育委員会編著 (1999) 『岐阜県教育史 史料編 近代四』、pp.673-680。なお「満州語科」は、当時の岐阜市では「新興満州国」との産業通商事業が盛んとなったために、勤労青年に満州語を普及させる一つの方法として、金華商業、京町商業、白山商工各実務補習学校において設置されたものである。
- 59 亀井光延 (1940) 教養の継続と生活指導、『青年と教育』第 5 卷 4 号、pp.94-103。
- 60 紀豊 (1941) 我が青年学校の振興方策、『青年と教育』第 6 卷 11 号、pp.62-73。
- 61 山形安 (1940) 我等は斯くして青年学校教育を充實發展せしめたり (一)、『青年と教育』第 5 卷 5 号、pp.64-72。
- 62 ここで示す東京市浅草区実務女学校は 1937 (昭和 12) 年に出版された文部省社会教育局編『青年学校名簿』に示される「公立青年学校東京市浅草区実務女学校」(1935 (昭和 10) 年 4 月開校) である。1922 (大正 11) 年に実業補習学校として開設された「東京市立浅草実務女学校」は 1935 (昭和 10) 年に実業学校の「東京市立浅草高等実践女学校」へ改組されるために、両学校は異なる学校である。
- 63 遠矢一 (1942) 『女子青年学校経営』福村書店、pp.10-64。
- 64 山本栄喜 (1943) 山形市青年教育瞥見記 (二)、『青年と教育』第 8 卷 8 号、pp.12-21。
- 65 山本壽美 (1942) 女子青年学校進展の方策、『青年と教育』第 7 卷 6 号、pp.18-43。

- 66 牛山栄治(1943)『青年学校の一年間』福村書店、pp.144-150。
- 67 遠矢一(1942)『女子青年学校経営』福村書店、pp.19-28。
- 68 平湯一仁(1940)青年学校の新しい形態—地域の業種別青年学校の経営について—、文部省社会教育局『青年学校教育に関する論説』、pp.411-424。
- 69 森又雄(1940)青年学校と各種組合・団体との連繫、文部省社会教育局『青年学校教育に関する論説』、pp.592-599。
- 70 徳山盛之(1936)青年学校に於ける職業科(理髪部)施設の一端、『青年と教育』第2巻1号、pp.46-48。
- 71 鹿児島県青年教育振励会編(1941)『躍進の青年学校』、p.166。
- 72 石原徳衛(1936)千葉県下千葉郡白井公民青年学校を觀る、『青年と教育』第1巻5号、pp.42-47。
- 73 全国聯合青年学校長会(1937)『都市と農山漁村青年学校施設経営の實際』、pp.219-220。
- 74 全国聯合青年学校長会(1937)『都市と農山漁村青年学校施設経営の實際』、p.244。
- 75 鹿児島県青年教育振励会編(1941)『躍進の青年学校』、p.21。
- 76 鹿児島県青年教育振励会編(1941)『躍進の青年学校』、p.81。
- 77 船山信一(1942)漁村青年学校の問題、『青年と教育』第7巻9号、pp.8-15。
- 78 鹿児島県青年教育振励会編(1941)『躍進の青年学校』、p.37。
- 79 牛山栄治(1943)『青年学校の一年間』福村書店、pp.144-150。
- 80 志垣寛(1940)日本橋区第三青年学校を觀る、『帝国教育』第740号、pp.34-37。
- 81 中島豊治(1941)都市青年学校に於ける珠算教育、『青年と教育』第6巻5号、pp.59-65。
- 82 鈴木傳助(1940)数学教育の刷新について、『青年と教育』第5巻10号、pp.80-82。
- 83 山本壽美(1942)女子青年学校進展の方策、『青年と教育』第7巻6号、pp.18-43。
- 84 全国聯合青年学校長会(1937)『都市と農山漁村青年学校施設経営の實際』、pp.161-162。
- 85 全国聯合青年学校長会(1937)『都市と農山漁村青年学校施設経営の實際』、pp.169-170。
- 86 全国聯合青年学校長会(1937)『都市と農山漁村青年学校施設経営の實際』、p.182。
- 87 全国聯合青年学校長会(1937)『都市と農山漁村青年学校施設経営の實際』、pp.228-229。
- 88 鹿児島県青年教育奨励会編(1941)『躍進の青年学校』、p.25。
- 89 田中令三(1939)青年学校教育の厚生化に就て、『青年と教育』第4巻3号、pp.2-8。
- 90 島崎晴吉(1942)『青年学校経営の實際的研究』福村書店、pp.169-192。
- 91 牛山栄治(1943)『青年学校の一年間』福村書店、pp.165-167。
- 92 牛山栄治(1943)『青年学校の一年間』福村書店、pp.174-196。
- 93 伊藤昇(1942)工場青年学校の経営と体位、『青年と教育』第7巻2号、pp.34-45。
- 94 山本壽美(1942)女子青年学校進展の方策、『青年と教育』第7巻6号、pp.18-43。
- 95 桑原雅興(1943)女子青年学校の特異性と職業指導教育の確立、『青年と教育』第8巻7号、pp.36-41。桑原は戦後に高校定時制(都立一橋高校今川分校)の教師として務め、定時制に通学する生徒の多くが昼間に勤務して夜間課程を履修し、家庭生活・勤労生活・学校生活において複雑な環境下での生活が余儀なくされていることを踏まえて、「職業病の防止」「結核の早期発見」「健康生活の工夫」「食事の合理化」「自己の健康度を知る」「職業の適応性を知る」などの保健指導に熱心に取り組んでいる。
- 96 遠矢一(1942)『女子青年学校経営』福村書店、pp.220-227。
- 97 能義郡飯梨村尋常高等小学校・能義郡飯梨村青年学校(1938)『時局に鑑みたる学校経営—特に農村飯梨の健康教育方案—』、p.313、pp.325-335。
- 98 島根県濱田町立青年学校(1936)『青年学校経営概況』、pp.117-119。
- 99 八本木浄(1996)『戦争末期の青年学校』日本図書センター、pp.1-8。

Historical Review on the
Practices of Consideration and
Response to Various Difficulties
of Working Youth in
Youth Schools before World War II
ISHII Tomoya and TAKAHASHI Satoru